

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は10番 高橋富代君であります。

ここで報告の件があります。

12月4日に受理いたしました要望書でございます。

公益社団法人認知症の人と家族の会静岡県支部代表、佐野三四子氏より送付のありました、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の写しを配付してありますので、ご覧ください。

---

◎議第74号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 日程により、議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（名高義彦君） おはようございます。

それでは、議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の20ページをお開き願います。

20ページは、議案のかがみでございまして、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次の21、22ページの内容のとおり改正させていただきたいというものでございます。

提案の理由でございますが、人事交流等に伴います諸手当の制定及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の施行に伴い、所要の改正を図るものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

22ページから25ページになりますので、まずは22、23ページをお開き願いたいと存じます。

左のページが改正前、右のページが改正後で、アンダーラインの引いてあるところが今回改正させていただくところでございます。

第3条、（給料）の第1項は、給料を規定しておりまして、給料は勤務に対する報酬で、手当を除くと規定しておるものでございます。その除く手当を列挙しておりまして、今回の改正は、「扶養手当」の次に「地域手当」を、「通勤手当」の次に「単身赴任手当」を加えるもので、同じく「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加えるものでございますが、この緊急インフルエンザの関係につきましては、本年3月議会で議決をいただきました下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の附則で、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正した際に、第22条第1項の災害派遣手当の条項のみの改正に終わり、この第3条第1項の給料は、手当を除く規定の中の災害派遣手当の説明に遺漏があったため、今回を加えるものでございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

次に、第9条の2に「地域手当」の見出しをつけ、次の第3項を加えるというものでございまして、第1項は、職員のうち人事交流等により市の地域以外に勤務する職員については、地域手当を支給することができる。

第2項、前項の地域手当は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する地域手当の級地の区分に応じて定める割合を上限として、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

第3項として、地域手当は、給料の支給方法に準じて支給するというものでございます。

次に、第11条に「単身赴任手当」の見出しをつけ、次の4項を加えるように改めるものでございまして、第1項は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第2項、単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上

である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

第3項、第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第4項、前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるといふものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

次に、第18条、(期末手当)の第3項中、「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加えるものでございます。

次に、第19条、(勤勉手当)の第2項中、「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額」を加えるものでございます。

次に、第22条、(災害派遣手当)の第1項中、「準用する場合を含む。）」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」を加えるものでございます。

第3条第1項に「地域手当」また「単身赴任手当」を加える理由でございますが、次の第9条の2、第11条、第18条第3項、第19条第2項に関連いたしますので、あわせてご説明をさせていただきます。

地域手当は第9条の2で、単身赴任手当は第11条で規定を設けております。その理由でございますが、現在、静岡県には、地方自治法第284条第3項に定めます広域連合が2つございます。これは、後期高齢者医療広域連合と地方税滞納整理機構でございます。下田市は、双方に構成団体として加入しておるところでございます。

広域連合の職員は、構成団体からの輪番制で派遣されておりました。下田市からは現在、後期高齢者医療広域連合に1名を派遣しております。平成26年度、新たに静岡県地方税滞納整理機構へ2年間派遣の順番となっております。また、それとは別に、静岡県との間における交流職員の要請もされておりました。交流による職員の資質の向上、県とのパイプづくり、他市町とのパイプづくり、職務上のノウハウを市に持ち帰って市の事務に生かす、また、県にあります情報等について早く情報を得られることができる、そのような交流による成果に期待が寄せられているところでございます。これら職に派遣される職員、また派遣に意欲を持つ職員に対しまして、遠隔地に赴く、また所帯を持つ職員にありましては、現状よりも何かと出費が増えるということになりますので、少しでもその負担の解消措置をとることでそ

の派遣に応えまして、あるいは意欲に応えるための今回の手当を新たに創設させていただきたいとするものでございます。

第9条の2、(地域手当)は、人事交流等で市の地域外に勤務する職員に対しまして支給するものでございます。その手当の額の算定の基礎となるものにつきましては、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に地域手当の級地の区分に応じた割合を乗じた額としまして、その支給の方法は、給料の支給方法に準じて支給するものとしているものでございます。

第11条の単身赴任手当につきましては、第1項で、公署を異にする、つまり下田市役所以外の公署への異動ということでございますが、公署を異にする異動に伴い、住居を転居し、配偶者と別居になった職員で、単身で生活することを常況とする職員に対して支給するものでございまして、第2項で月額を2万3,000円としておりますが、赴任後の住居と配偶者の住居の交通距離が規則で定める距離以上の場合には加算額があるということで、静岡市の場合ですと、100キロ以上300キロ未満に当たりまして、6,000円の加算となるものでございます。

第3項で、単身赴任手当を支給される職員と権衡上必要があると認められる職員というものを規則で規定しておりまして、単身赴任手当を支給することができるとしているものでございます。

第4項では、単身赴任手当の調整その他支給に関し必要な事項は、規則で定めるとする規定でございます。

第18条第3項並びに第19条第2項につきましては、地域手当に該当する職員の期末手当、勤勉手当の加算を規定するものでございます。

次に、第22条、災害派遣手当の第1項中、「準用する場合を含む。）」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」を加えるものでございますが、これは、大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴いまして、派遣された職員に対し災害派遣手当を支給することができる規定を追加するものでございまして、災害対策基本法に位置づける地震、風水害等、また武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、あるいは新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される事態などが発生した場合と同様に、国・県・他市町に派遣要請を行った際に、派遣されて下田市に来る職員が本市域に滞在する期間中、必要な経費を本市が支給することができるという根拠規定を定めたものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、22ページ、附則でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） この条例の制定の意味は理解できました。具体的に広域連合が2つあるという改正の中で、これを適用しますと、具体例としてどのような手当がどれだけの額支給されることになるのか。

それから、下田市への派遣された他町村あるいは県からの職員というのは、実例としてはかつての災害であろうかと思えます。それらの方々への第22条の関係になりますが、金額的にはどの程度のものになるのかと。派遣も1カ月とか、あるいは大変短い場合、長い場合もそれぞれ想定がされようかと思えますが、具体的にどのような想定をして、これがどのような実施状況になるのかということをもう少し、この条文だけではなく、わかりやすく金額等を示してご説明いただけると、大変ありがたいと思えます。

それから、第11条の4項で、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるということで、規則に委任をしているわけですが、具体的に規則に委任しなければならない事情というのはどういうことなのかと。むしろ、この条例できっちり定められるものは定めておくということが必要ではないかと思うわけですが、そこら辺の事情についてご回答をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） まず、1点目でございますが、地域手当、単身赴任手当についてですが、これはあくまで試算といたしまして、40歳の主査、30万円程度の給料、そして妻と子供2人というような一般的な世帯を考えますと、年間68万円ぐらいの加算額ということになる見込みでございます。今度は、30歳の主事クラスの方に行っていただくことになった場合には、大体年間60万円ぐらいの加算になるということで見込んでおります。

すみません、第22条についての下田市が災害に遭ったとき、こちらに来ていただいたとい

うことについては、ちょっと実例としては私は記憶がないんですが、その辺人数ですとか、期間ですとか、どういうところから来るかによってもまた違ってくると思いますので、ちょっとその辺についての算定はしておりません。ただ、出せるという根拠規定を盛りさせていただいたということでございます。

それと、委任でございますが、国の同じような単身赴任手当に対します規則がございます。これについては、本当にたくさん決め事がございまして、当然条例の中にきめ細かな盛り込みができないと申しましようか、規則で定めたほうがいいということで、例えば通勤の加算の場合、例えば100キロメートルから300キロ未満は6,000円、次に300キロから500キロ、500キロから700キロ、700キロから900キロ、900キロから1,100キロとか、その後の1号から8号までの距離区分と金額の違いがございます。また、単身赴任手当を支給することができる権衡上必要と認める職員についても、これも第1号から第6号までございます。そのような関係で、この条例に全てを盛り込むと非常に膨大な量となるということで、規則で別に定めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 概略わかりましたが、そうしますと、この第11条の2万3,000円あるいは4万5,000円の想定とありますが、この実態からいって、ほとんど県庁、静岡という想定をしたらいいかと思うんですが、静岡から1週間に一度、行き帰りできるような金額なのか、あるいは月に下田にどのぐらい帰ってこられる想定をして、この金額が出されているものなのか。

それから、この金額をはじき出すについては、県やその他のものも勘案してこの数字を出されたと思うんですが、どういう内容でこの金額を提示されたのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 今回下田市でも、この規則については、国の距離数並びに金額に準じてやらせていただいております。ほとんど電車による単価と申しましようか、それが基準になっているものと思っております。静岡ですと、100キロ以上300キロメートル未満ということになりますので、加算の額は6,000円となっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。3回目になります。

○7番（沢登英信君） 具体的には、一部事務組合に派遣をされると、あるいはされているというケースがあるかと思いますが、例えば下田メディカルセンターですか、そこへも2名の職員が派遣されてると思いますが、同じ地域内、下田市内あるいは賀茂郡下への派遣ということについては、これは基本的に対象にならないと、こう考えてよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） お見込みのとおりです。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第75号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページをお開き願いたいと存じます。

23ページは議案のかがみでございまして、下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例を24ページから39ページの内容のとおりに改正させていただきたいというものでございます。

提案の理由でございますが、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、改正後の税率を料金等に転嫁し、あわせて所要の改正を図るものでございます。

ご承知のとおり、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月10日に成立いたしております。そして、その法律の中で、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることとなっております。今年10月に安倍政権がそれを実施するという事に決まったわけでございます。

消費税の引き上げに伴います施設等の維持管理経費、市の支出で申しますと、需用費ですとか役務費ですとか委託費、そういうものが該当するかと存じますが、その増加は必至でございます。その負担をどのように、誰が、どれだけ負担するかを検討し、また、基本的には施設の利用者に応分の負担を求めることが、利用をしない市民との公平性を確保として要請されるものではないかと、そのように判断をいたしまして、今回の改正は、あくまでも消費税引き上げ分を適正に転嫁することを基本といたしております。引き上げによる経費増を全て転嫁するものではございませんで、設置者側も負担を伴うものであります。

また、今回の改正は、消費税引き上げに対する利用者負担措置でございまして、根本的な施設使用料等についての改正ではございません。

なお、今回、種々の理由によりまして、改正の検討の対象としなかった使用料等もございまして、つけ加えさせていただきます。

改正の対象となりました使用料等につきましては、改正の基本的なルールを設け、各使用料等の算出を行っております。

この一部改正条例は、ただいま述べましたとおり、消費税の引き上げに伴うものであり、ルールに従い金額を算出し改定額としておりますことから、施設使用料等に係る19件の条例の一部改正を1本の条例改正とさせていただきます。

内容といたしましては、内税方式のものが14条例、外税方式を採用しているものが5条例でございます。この外税方式を採用しているものについては、第10条、第15条、第17条、第18条、第19条がございまして、

外税方式を採用している条例につきましては、「100分の105」を「100分の108」と改めさせていただきます。

内税方式のもの、つまり、現在の使用料等に5%の消費税が転嫁されているとみなすものにつきましては、現在の使用料を105で割った価格を税抜き価格といたしまして、その価格に108、1.08を乗じた金額を改定額とすることを大原則としております。ただし、それでいきますと端数が生じるというようなことがございまして、現在の使用料の金額が1万円以上のものについては、改定額に100円未満が生じたときには切り捨てる、同様に現在の使用料等の金額が100円、また1,000円単位のものにつきましては、改定額に10円未満が生じたときには切り捨てる、現在の使用料等の金額が何十何円単位の場合には、円単位で改定するとの原則も設けております。

また、国からの通知で便乗値上げ防止措置といたしまして、税抜き価格に108を乗じた金

額を超えないものとするとのルールもありまして、それに従っているところでございます。

さらに、使用料の設定が午前と午後、1日というふうにならざるがままに決まっている料金の場合、午前使用料プラス午後使用料が1日使用料となっているものについては、例えば午前と午後の使用料が1,000円といたしますと、改正前の1日使用料が2,000円となりますが、今回のルールに従いますと、午前と午後ともに1,020円ずつとなります。しかし、1日の使用料2,000円を先ほどのルールに従いますと、2,050円ということになってまいりますので、そういう場合には、午前と午後の1,020円ずつを足したものの合計額と一致しなくなりますので、この場合には1日使用料としては2,040円とする、そのようなルールも設けております。

このような原則に基づいて算定いたしました改正案を10月11日、下田市公共料金等審議会に諮問させていただきまして、公共料金等審議会におきまして慎重なご審議をいただき、10月24日、審議会の会長さんから、慎重審議した結果、市より示された改定案は適正な額であると認めるとの答申をいただき、その答申に基づきまして政策会議で検討いたしまして、今回の条例案とさせていただいたところでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

26ページからをお開き願いたいと思います。順次ご説明をさせていただきます。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。

まず、第1条、下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を次のように改正するもので、第8条第2項中、「1,000円」を「1,020円」に改め、第9条第2項及び第10条第2項に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加える。

別表1（第7条関係）の1の会議室等使用料の表を右のページの表のように改めるものでございます。

28ページをお願いいたします。

別表1の2、売店等使用料の表を右ページの表のように改め、同表備考3中、「100円」を「10円」に改める。

別表第2（第8条関係）、常設展示室入館料の表を右のページの表のように改めるものでございます。

第2条、下田市立公民館設置管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条、(名称及び位置)の表中、「4丁目」を「四丁目」に、「西本郷2丁目」を「西本郷二丁目」に改め、第10条、使用料の減免、第2項に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加える。

別表(第9条関係)を右のページの表のように改めるものとさせていただきます。

32ページをお願いいたします。

第3条、下田市民文化会館条例の一部を次のように改正するもので、第2条、名所及び位置の表中、「4丁目」を「四丁目」に改め、第7条第2項に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加えるもの。

別表(第6条関係)を右ページの表のように改めるものとさせていただきます。

34ページをお開き願います。

第4条、下田市立青少年の家設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するもので、第9条中、「取消し」を「取り消し」に改め、第12条中、「、その他、やむを得ない」を「その他やむを得ない」に改めるもの。

別表の1、宿泊せず施設を使用する場合の表中、下線の金額を右のページのように改め、別表の2、宿泊する場合の表中、下線部分を右のページの表のように改めるものとさせていただきます。

36ページをお願いいたします。

第5条、下田市立学校施設の使用に関する条例の一部を次のように改正するものとさせていただきます。第3条第2項中の「あたり」を「当たり」に、第7条中、「取消す」を「取り消す」に、第9条中、「次」を「、次」に、第10条中、「終わった」を「終わった」に、「かつ使用場所」を「、かつ、使用場所」に改めるものとさせていただきます。

別表(第5条関係)の1、施設使用料の表中、下線部分を右のページの表に改め、別表の2、照明使用料の表中、下線の金額を右の表のように改めるものとさせていただきます。

38ページをお願いいたします。

第6条、下田市立吉佐美運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するもので、第9条第2項第4号中、「前各号」を「前3号」に改め、別表2(第7条関係)中、下線の金額を右のページの表のように改めるものとさせていただきます。

40ページをお願いいたします。

第7条、下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するもので、第2条、(名称及び位置)の表中、「4丁目」を「四丁目」に改め、別表(第5条関

係)、老人福祉センター利用料の表、下線の金額を右のページのように改めるものでございます。

第8条、下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条、(名称及び所在地)の表中、「4丁目」を「四丁目」に、第8条中、「取消す」を「取り消す」に、第11条中、「終わった」を「終わった」に改め、別表(第6条関係)中、下線の金額を右の表のように改めるものでございます。

42ページをお願いいたします。

第9条、下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を次のように改正するものでございまして、第7条第1項中、「2,000円」を「2,050円」に改め、第9条第2項に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加え、別表(第7条関係)中、下線の金額を右の表のように改めるものでございます。

第10条、下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、題名の次に次の目次、「目次」、「第1章 総則(第1条―第4条)」、「第2章 排水設備の設置等(第5条―第10条)」、「第3章 排水施設の使用(第11条―第19条)」、「第4章 雑則(第20条―第26条)」、「附則」を付し、すみません、44ページになりますが、第3条第3号中、「排水渠」を「排水<sup>きょ</sup>」に、第5条第3号中、「こう配」を「勾配」に、第13条第1項中、「使用者は、排水施設」を「使用者が排水施設」に、第16条中、「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

第11条、下田市民スポーツセンター条例の一部を次のように改正するものでございまして、第9条第2項に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加えるものでございます。

46ページをお願いします。

別表(第8条関係)中、下線の金額を右のページの表のように改めるものでございます。

第12条、下田市旧澤村邸条例の一部を次のように改正するものでございまして、第8条第2項に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加え、別表(第7条、第8条関係)中、下線の金額を右のページの表のように改めるものでございます。

48ページをお願いいたします。

第13条、下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第5条第2項中、「あたり」を「当たり」に改め、第8条第2項

に次のただし書き、「ただし、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」を加えるもの、別表（第7条関係）中の下線の金額を右のページの表のように改めるものでございます。

50ページをお願いいたします。

第14条、下田市農村体験宿泊施設条例の一部を次のように改正するものでございまして、第4条第2項中、「あたり」を「当たり」に、別表（第6条関係）の（1）宿泊使用料の表中、下線の金額を右のページのように改め、同表備考3中、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表備考4中、「別表（2）」を「別表の（2）」に改め、別表の（2）会議、休憩使用料の表中、下線の金額を右のページの表のように改め、別表の（4）設備器具使用料（宿泊利用を除く。）の表中、下線の金額を右のページの表のように改めるものでございます。

52ページをお願いいたします。

第15条、下田市漁港管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、第15条第2項中、「100分の105」を「100分の108」に改め、第18条第1項中、「取消し」を「取り消し」に改めるものでございます。

第16条、下田市都市公園条例の一部を次のように改正するものでございまして、題名の次に新たに目次、「目次」、「第1章 総則（第1条）」、「第2章 管理（第2条－第12条の6）」、「第3章 雑則（第13条－第17条）」、「第4章 雑則（第18条－第21条）」、「附則」を付するものでございます。

54ページをお願いいたします。

第2条第2号中、「、魚類」を「及び魚類」に改め、同条第6号中、「立入る」を「立ち入る」に改め、第8条第2項中、「市長」を「、市長」に改める。

別表第2（第8条関係）の1、都市公園占用料の表中、下線の金額を右のページの表のように改め、別表第2の2、敷根公園健康広場使用料の表中、下線の金額を右の表のように改める。

56ページをお願いいたします。

別表第2の3、敷根公園庭球場使用料の表中、下線の金額を右のページの表のように改め、同表備考3中、「2分の1額」を「2分の1の額」に改める。

別表第2の4、敷根公園屋内温水プール使用料の表中、下線の金額を右ページの表のように改め、同表備考に「6 回数券の有効期限は、発行日から1年間とする。」を加えるものでございます。

別表2の5、附帯設備使用料の表中、下線の金額を右ページ表のように改め、別表第2の6、敷根公園弓道場使用料の表中、下線の金額を右ページ表のように改め、同表備考1を「市外・市内の区分及び回数券の有効期限は、敷根公園健康広場の区分及び有効期限と同一とする。」に改めるものでございます。

58ページをお願いいたします。

第17条、下田市下水道条例の一部を次のように改正するものでございまして、題名の次に新たに、「目次」、「第1章 総則（第1条－第2条）」、「第2章 排水設備の設置等（第3条－第6条）」、「第3章 公共下水道の使用（第7条－第18条）」、「第4章 雑則（第19条－第30条）」、「第5章 罰則（第31条－第34条）」「附則」を付する。

第3条第3号中、「こう配」を「勾配」に、「排水渠」を「排水渠<sup>きよ</sup>」に改め、すみません、次の60ページをお願いいたします、第8条第1項中、「又は必要な措置」を「、又は必要な措置」に改め、第13条第4項中、「使用料の精算」を「、使用料の精算」に改め、第14条第1項中、「100分の105」を「100分の108」に改め、第25条中、「若しくは」を「、若しくは」に、「恐れ」を「おそれ」に改めるものでございます。

62ページをお願いいたします。

第18条、下田市海岸保全区域管理条例の一部を次のように改正するものでございまして、第6条第2項の「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

第19条、下田市水道使用料条例の一部を次のように改正するものでございまして、第10条の2第2項中、「、その他」を「その他」に改め、第23条第4項第4号中、「、市長」を「市長」に改め、第7条第7項中、「き損」を「毀損」に改め、第25条第2項中「届け出」を「届出」に改める。

第29条中、「100分の105」を「100分の108」に改め、すみません、64ページをお願いいたします、第30条第1項中、「隔月検針した場合」を「、隔月検針した場合」に改め、第37条第1項第4号中、「1件につき 525円」を「1件につき 500円に100分の108を乗じて得た額」に改め、第38条第1項及び第39条中、「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

それでは、議案件名簿の39ページに戻っていただきたいと存じます。

附則でございしますが、第1項、（施行期日）でございします。この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行するとするものでございします。

第2項、（差額の納入）でございしますが、この条例の施行日前に施行日以後の使用、宿泊、

利用、採取又は占用に係る料金（以下「使用料等」という。）が納入された場合で、当該使用料等とこの条例による改正後の諸規定による使用料等との間に差額が生じるときは、別に定める方法により当該差額を納入させるというものでございます。

この第2項の規定につきましては、施設等の使用料はほとんどが申請時に前納する規定となっていることから、例えば3月中に4月以降の使用申請をして前納する場合、それは旧の5%のときの規定上の現在の使用料しか受領することができません。しかし、消費税の原則といたしまして、使用時の使用料に課される、そういうことになっておりますので、4月の使用時にその差額を納入していただくというものでございます。

第3項、（発行済回数券の取扱い）でございますが、前項の規定は、この条例による改正前の下田市都市公園条例別表第2の規定により発行された回数券で未使用のものについては、適用しないとするものでございます。

この規定は、既に発行されております回数券については、販売した時点の条件によりまして購入されております。そういうことから、消費税引き上げ期日をまたぐことがあっても、差額の徴収はしないというものでございます。

第4項、（下田市田牛漁業集落排水施設使用料に係る経過措置）でございますが、施行日前から継続して使用している者の使用料の額は、この条例による改正後の下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第16条の規定にかかわらず、施行日以後最初に検針する排除汚水量に係る使用料に限り、なお従前の例によるもの。

第5項、（下水道使用料に係る経過措置）でございますが、施行日前から継続して使用している者の使用料の額は、この条例による改正後の下田市下水道条例第14条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に検針する排除汚水量に係る使用料に限り、なお従前の例によるもの。

第6項、（水道料金に係る経過措置）でございます。施行日前から継続して使用している者の料金の額は、この条例による改正後の下田市水道使用条例第29条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に検針する使用水量に係る料金に限り、なお従前の例によるものでございまして、第4項から第6項の規定につきましては、継続使用している場合には、施行日をまたぐ最初の検針による使用料に限り、旧税率によるものというものでございます。

長々、大変雑駁な説明でございましたが、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、各条例の内容につきましてのご質問については、各担当課からご答弁させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩をしたいと思います。10分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

---

午前11時 3分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了しています。

議第75号に対する質疑を許します。

土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） せっかく休憩をとっていただきましたので。ちょっと関連になるんじゃないかと思うんですけども、今度はこの施設の使用料の消費税の変更に対しての変更なんですけれども、市民課が扱う住民票や戸籍、税務課が扱う評価証明、その他各課が扱う証明料というものについては、変更があるのかないのかお伺いいたします。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 手数料についてのお尋ねでございますけれども、手数料につきましては、すみません、私も古い人間なので、かつては手数料令というのが国で定められていまして、お尋ねの料金についてはその基準がございます。今、実はこの名称が変わっているんですけども、ちょっとすみません、ど忘れしてしまいましたのでお伝えできないんですけども、それにつきましても、追って国のほうから連絡しますよと、改正があるやなしやについて。だから、その通知があった際には、それに応じた改正をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） それでは、変更する可能性が多いという解釈でよろしいですか。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 国の基準が変更になれば、それに応じた改正をさせていただく、そういう予定であります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 質問いたします。

今回の3%上げる消費税の改正ですが、聞く範囲では、その3%上げるに当たって、内税にするか外税にするかはそれぞれの判断であるという、弾力的な考え方が出ているわけですね。そこで、冒頭、課長から説明受けたのは、今回の条例の19本の改正のうち、いわゆる14本が内税だと、外税が5本だと、こういう説明がございました。

それで、まず第1点目に確認したいんですが、下田市はいわゆる内税、外税のあり方というのは基本的に従前どおりだと、改正に当たって考え方が、これをまず第1に確認いたします。

それから、ちょっとわかりづらいのは、外税の5本、条例の中で今、私、これでいいのかどうか確認したいんですが、まず、外税の条例変更は、下田市漁港管理条例、これは52ページ、それから、下田市下水道条例、これが外税だと。それから、海岸保全区域管理条例、さらには公営企業法に基づくところの水道の使用条例という、私は今、4本挙げましたけれども、もう一つはどの条例なのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） すみません、先ほどの説明の中では、第10条、第15条、17、18、19、この5本でございます。

〔「条例を1個ずつ教えてください」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（名高義彦君） まず、第10条が下田市田牛漁業集落排水施設、第15条が下田市漁港管理条例、第17条が下田市下水道条例、第18条が下田市海岸保全区域管理条例、第19条が下田市水道使用条例、この5本でございます。

それと、内税、外税の考え方でございますが、今のところ基本的には、内税方式をとっているものについて、外税にしてはというような話もあったのでございますが、何分アップ率が3%というようなことで、今の使用料が大きい金額ではないものが多いものですので、そうしますとやはり端数が出てくる、そういうことから、なかなか外税にするのは難しいのかなど。市民の方が納めるのも難しくなりますし、我々のほうの収納の事務といたしましうか、その辺も円単位になりますと大変になりますので、とりあえずは内税でいこうと。また、10%に上がる時期が来るかもしれません。そういうときに、改めまして使用料の根本的な税抜きの価格も検討したらいいのではないかというようなことで、今回は外税、内税については現状の考え方でいこうということにしております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 説明資料の53ページであります、屋外炊飯施設、食堂厨房及び浴室使用料の下にあります、寝具1組等、これは山の家の場合ではないかと思えますけれども、300円、従前どおり300円だと。それから、説明資料の55ページの都市公園の占用料につきましては、180円、2,350円、40円等は変更がないということで、変更がないほうが私はいいと思えますけれども、一応どういう理由でこのような変更がない形になっているのかと、それから、変更のない条文というのは、これ以外にもあろうかと思えますが、どういう条文で、その理由はどのようなわけかという点を1点お尋ねをしたいと思えます。

それから、当然この消費税の値上げに伴うものでありますので、この消費税の持っている構造が大変矛盾を持っているものではないかと思うわけです。水道事業あるいは市民文化会館、公社の複式簿記等をとっているところは税を納めると。しかし、市民から徴収しても、国には税を納めないと、こういう部分もあるのではないかと思うわけです。そこら辺の仕組みがこの8%の値上げによってどういうことになるのかと。具体的には、市民から徴収された税額の増が幾らになって、国にそのうち幾ら分を納めることになるのかと。あるいは、納めずに市民から徴収するだけの税額は幾らになるのかと。見込みで結構でございますけれども、こういうようなことが必要ではないかと思うわけでありましたが、その実態を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 各施設の単価が変わらなかったところについては、とりあえず各施設の担当課からお願いしたいと思えます。

そして、私のほうから、対象としなかった使用料等につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、道路占用料等の徴収条例でございます。これにつきましては、基本的に非課税であるということ、そして、静岡県額を準用しているというようなことで、静岡県の改定状況に応じて判断していくという考えでございます。

下田市の多々戸温水シャワー施設使用料、これは現在、5分以内200円ということになっておりますが、コインを入れてお湯が出てくる施設になっておりますもので、これを例えば210円とか220円にするというのは、8%以内に抑えるという中で、端数が出てなかなか難し

いということ、そして、今現在、この施設については200円の料金の中でまだ営業的に十分運営できるというようなことでございます。

そして、保健休養林の爪木崎自然公園の使用料、これは駐車場の使用料でございますが、そのすぐ隣で須崎区の方が駐車場をやっているわけでございますが、そこの料金の兼ね合いがあるということで、須崎区さんでは今のところ上げる予定はないということでございますもので、今回見送っているというもの。

そして、市営住宅でございますが、これも非課税対象でございます。そういうことから除いています。

また、幼稚園の授業料でございますが、これは子ども・子育て支援法が平成27年度から施行されるというようなことで、国の基準がそこで示されるということになっているそうでございます。そういうことで、今回の幼稚園授業料については見送った経緯がございます。

その5点について、対象としなかったということでございます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 今回の消費税5%から8%に転嫁させていただいて料金改定をする、その増加額というお尋ねだと思えますけれども、大変申しわけございませんが、24年度の決算額をベースに算出しておりますので、あくまでも概数ということでお願いをしたいんですけれども、全体で約200万円ほどの増収になろうかと思えます。

それと、この消費税について預かりっぱなし云々というお話かと思えますけれども、消費税の仕組みにつきましては、課税事業者、当該年度の前々年度、3年前の課税割合が現在たしか1,000万だったと思えますけれども、その事業者が申告納税の義務を負うというような仕組みになっておりまして、ただし、地方公共団体の一般会計については、制度上、申告義務は課せられておりません。

先般の全協の財政見通しの際にも申し上げたかと思えますけれども、使用料・手数料等に含まれる消費税、預かり消費税という言葉を使うようなんですけれども、これについてはちょっと正確にはつかまえていないんですけれども、反面、歳出のほうでお支払いしている、これは制度上は仮払消費税と言うようなんですけれども、その金額のほうははるかに多いという形になろうかと思えます。これは全自治体が多分そういう形になっているかと思えます。そうしますと、国としましても、せっかくの消費税がまた全団体、還付というような形になりますので、そのような観点からいわゆる一般会計等については、申告納税の義務を課さないというか、そもそも想定していないということだと思えます。

片や、企業の会計がございます。下田市においては、公営企業法が適用されています上水道事業、それから法の適用はございませんけれども、下水道の事業、それから、田牛の集落排水の事業、これらについては申告納税の義務がございまして、そういう意味で仮払消費税を明確にする上で、私が思うには、外税という方式を採用しておるのではないかというぐあいに理解をしております。そういった意味で、その3つの会計につきましては、それぞれ仮受消費税、仮払消費税を計算した上で、申告に当たり仮受消費税が多ければ差額分を納税すると、その逆の場合は還付を受けると、そのような制度になっているというぐあいに認識しております。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 産業振興課の53ページの300円についてですが、これは全般的に言える基本方針ということで、少額のため、8%課税にしましても10円未満ということで、その部分については上げないという方針で、ほかのところについても同じだと思います。以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 都市公園の占用料の件につきまして、55ページの件でございしますが、今、産業振興課長の説明のとおり、少額でありまして、今回の消費税の値上げには該当してこないということで値上げになっておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ぜひ要望をしておきたいと思います。

課税されても、税金として国に上げなくてもいい部分のところについては、やはり値上げをしないと、こういう姿勢が必要ではないかという点だけ申し述べて、質問を終わりたいと思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）から議第80号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を厳しい財政状況の中、9月補正後の事情の変化等により必要となった義務的事業等に限ったものと定め、その予算要求の指示をしたところであり、査定につきましても、この方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、国・県支出金の増額等が主であり、国庫支出金においては、社会保障関係費及び国の平成24年度補正予算に措置された地域の元気臨時交付金等を、また、県支出金においては、緊急地震・津波対策交付金等を補正財源のベースとし、歳出では、防災安全対策の推進と防災対策事業の財源確保を目的に新たな基金を設置するとともに、社会保障関連経費に係る国・県補助事業の増額等、市民生活の安心・安全を図るとともに文化財の保存事業に着手することとし、さらには、財政調整基金への積み立て措置をし、財政の健全化を目指すものとなったものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度下田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,178万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,444万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、第1項債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正 1追加」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の追加は4件で、1件目は、事項は吉田松陰寓奇処改修事業、期間は平成25年度より平成26年度まで、限度額は事業予定額2,287万1,000円の範囲内で改修工事及び監理業務委託する旨の契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額1,091万1,000円を超える金額1,196万円については、平成26年度において支払うものでございます。

2件目は、事項は通園バス運転業務委託料、期間は平成25年度より平成26年度まで、限度額は事業予定額483万6,000円の範囲内で通園バス運転業務委託する旨の契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額8万4,000円を超える金額475万2,000円については、平成26年度において支払うものでございます。

3件目は、事項は事務機器等リース料（その2）、期間は平成25年度より平成30年度まで、限度額は事業予定額45万6,000円の範囲内で事務機器等をリースする旨の契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額8,000円を超える金額44万8,000円については、平成26年度以降において支払うものでございます。

4件目は、事項は車両リース料（その2）、期間は平成25年度より平成28年度まで、限度額は事業予定額864万円の範囲内で車両をリースする旨の契約を平成25年度において締結し、平成26年度以降において支払うものでございます。

第2項債務負担行為の変更は、第2表 債務負担行為補正の変更によるところで、補正予算書の6ページから7ページをお開きください。

債務負担行為の変更は4件で、1件目は、事項は車両リース料、期間の変更はなく、限度額を事業予定額420万円を332万6,000円に、平成25年度予算計上額42万円を32万4,000円に、平成26年度以降支払い額378万円を300万2,000円に変更するものでございます。

2件目は、事項は住民基本台帳ネットワークシステム端末等リース料、期間の変更はなく、限度額を事業予定額49万5,000円を45万1,000円に、平成25年度予算計上額8万2,000円を7万5,000円に、平成26年度以降支払い額41万3,000円を37万6,000円に変更するものでございます。

3件目は、事項は庁内LAN用パソコン保守委託料、期間の変更はなく、限度額を事業予

定額6,537万円を67万6,000円に、平成25年度予算計上額909万円を8万6,000円に、平成26年度以降支払い額5,628万円を59万円に変更するものでございます。

4件目は、事項は給食センター建設工事設計業務委託料、期間の変更はなく、限度額を事業予定額1,861万6,000円を603万9,000円に、平成25年度予算計上額494万2,000円を157万2,000円に、平成26年度以降支払い額1,367万4,000円を446万7,000円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、企画財政課関係、14款2項5目1節国庫・地域の元気臨時交付金1億4,903万7,000円の追加は、国の平成24年度補正予算において日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として措置され、国の補助事業の前倒し実施に係る事業費をベースとして交付されるもので、本市の実施計画の申請に基づき通知された交付限度額を措置したもの、15款2項8目1節県費・県営事業軽減交付金124万7,000円の増額は平成25年度交付額確定によるもの、18款2項1目1節財政調整基金繰入金2,444万9,000円の増額は9月補正予算において積み立てた給与削減分を新たに設置される防災基金に積み立てるため。

総務課関係、16款2項1目1節不動産売却収入2,467万4,000円の減額は、吉佐美大浜国有地を取得し吉佐美区に売却する予定が中止となったことによります3,000万円の減額、国道135号白浜尾ヶ崎地区道路災害復旧工事に要する用地の売却及び法定外公共財産の売り払い2件分の合計532万6,000円の増額によるもの、20款4項4目14節保険金受入金144万円の増額は建物、道路、車両等の保険金受入金でございます。

市民課関係、15款2項1目2節県費・地域防災対策費補助金2,521万3,000円の減額は県の補助制度の変更に伴う緊急地震・津波対策交付金へ振りかえるもの。

4ページ、5ページをお開きください。

同7節の県費・緊急地震・津波対策交付金1億3,000万円の追加は県の補助制度の変更に伴い緊急地震・津波対策交付金へ振りかえるもので、平成27年度までに実施する予定の事業について前倒しで交付されるもの、17款1項2目1節総務費寄附金2,000円の増額は新たに設置される防災基金について一般分とふるさと納税分として受けれるもの、18款2項1目9節緊急地震・津波対策基金繰入金3,486万6,000円の追加は本年度実施予定の事業に充当または追加充当するものでございます。

選挙管理委員会関係、14款3項1目4節国庫・参議院議員選挙委託金333万3,000円の減額

及び15款3項1目3節県費・選挙費委託金262万3,000円の減額は選挙事務費の精算に係るものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金400万円の増額は障害福祉サービス費の増額に伴うもの、同5節国庫・生活保護費等負担金3,198万3,000円の増額は生活保護費の増加によるもの、14款2項1目1節国庫・社会福祉費補助金72万5,000円の増額は地域生活支援事業費の増加に伴うもの、15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金200万円の増額は障害福祉サービス費の増加に伴うもの、同4節県費・生活保護費負担金62万6,000円の増額は県費負担対象者の医療費の増加に伴うもの、15款2項2目1節県費・社会福祉費補助金36万2,000円の増額は地域生活支援事業費の増加に伴うものでございます。

健康増進課関係、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金114万5,000円の減額は国民健康保険事業に係るもので、積算数値の確定により減額するもの、15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金550万2,000円の減額は積算数値の確定により国民健康保険分として366万6,000円、後期高齢者医療分として183万6,000円を減額するもの。

6ページ、7ページをお開きください。

15款2項3目1節県費・保健衛生費補助金90万3,000円の追加は災害医療体制強化推進事業による救護病院等の情報通信体制整備及び応急用資材の整備に対する補助金でございます。

環境対策課関係、13款2項3目2節清掃手数料93万5,000円の減額はごみ収集手数料でございます。

産業振興課関係、13款1項4目7節爪木崎自然公園使用料52万8,000円の増額は保健休養林爪木崎自然公園駐車場使用料、15款2項4目1節県費・農業費補助金1万9,000円の減額は農業経営基盤強化事業事務取扱事業1万3,000円、青年就農給付金交付事業推進費6,000円の減額で交付決定によるもの、同2節県費・林業費補助金1万9,000円の増額は松くい虫の防除事業、15款2項5目1節県費・商工費補助金70万2,000円の減額は重点分野雇用創出事業61万8,000円、震災等緊急雇用対策事業8万4,000円の減額で、事業の執行見込みによるものでございます。

観光交流課関係、17款1項7目1節観光施設整備費寄附金53万4,000円の減額は寄附対象事業費の減額に伴うものでございます。

建設課関係、13款1項6目4節住宅使用料は増減等の補正はございませんが、財源充当のみの組みかえでございます。

学校教育課関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金173万3,000円の増額は公立保育所運

営費負担金149万7,000円及び民間保育所運営費負担金72万4,000円の増額と放課後児童クラブ利用者負担金48万8,000円の減額によるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金174万1,000円の減額及び15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金87万1,000円の減額は民間保育所に係るもの、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金62万8,000円の減額は放課後児童対策実施事業104万9,000円の減額及び多様な保育推進事業42万1,000円の増額によるものでございます。

生涯学習課関係、15款2項7目1節県費・教育費補助金578万3,000円の追加は静岡県指定文化財吉田松陰寓奇処改修事業に係るものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係は、2款1項7目0240地域振興事業28万8,000円の増額は時間外勤務手当の増額及び地区集会所建築補助金の増額によるもの、2款1項9目0300財政管理事務7万6,000円の増額は時間外勤務手当、2款1項16目0380財政調整基金1億500万円の増額は一般分6,500万円と地域の元気臨時交付金のうち平成25年度事業未充当分4,000万円を翌年度事業に充当するために積み立てるもの、2款5項1目0650統計調査総務事務16万1,000円の増額は時間外勤務手当、2款9項1目0910電算処理総務事業31万4,000円の減額は時間外勤務手当、消耗品費の増額及び委託料、備品購入費の契約差金の減額によるもの、同0920ネットワーク推進事業1,243万7,000円の減額は庁内LAN用パソコン保守委託契約及び庁内LAN用パソコン購入契約差金の減額によるもの、13款1項1目予備費1,003万9,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費66万1,000円の増額は職員人件費及び時間外勤務手当、2款1項3目0140行政管理総務事務38万3,000円の増額は各課共通で使用する封筒の印刷製本費の増額、新規車両リース料に係る契約差金の減額、庁用備品の増によるもの、0141例規関係事務159万4,000円の増額は例規集の印刷製本費及び例規データベース化業務委託の増額によるもの、2款1項4目0174都市交流事業20万円の増額はアメリカ合衆国から寄贈される友好の木植樹事業に係る経費、2款1項6目0142庁舎管理事業20万円の増額は機構改革に伴います電話回線等移設費用、12款1項1目7750土地取得事務3,000万円の減額は吉佐美大浜国有地を取得し吉佐美区に売却する予定が中止となったことによるものでございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務112万1,000円の減額は、職員人件費の減額及

び時間外勤務手当の増額、2款2項2目0471資産税課税事務7万円の増額は臨時雇賃金でございます。

市民課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務36万6,000円の増額は庁用備品、同0505住民基本台帳ネットワーク事務7,000円の減額は住民基本台帳ネットワークシステム端末等リース契約に係る入札の差金、2款8項1目0860地域防災対策総務事務115万2,000円の増額は時間外勤務手当、学校施設機能保全診断業務委託、同0861地域防災組織育成事業100万円の増額は救命胴衣等購入費補助金の追加。

12ページ、13ページをお開きください。

2款8項2目の0890緊急地震・津波対策基金1億3,000万円の追加は県の補助制度の変更に伴い、平成27年度までに実施する予定事業について前倒しで交付された緊急地震・津波対策交付金を新たに設置する緊急地震・津波対策基金に積み立てをするもの、2款8項3目0895防災基金2,445万1,000円の追加は9月補正予算において財政調整基金に積み立てた給与削減分等を新たに設置される防災基金に積み立てをするもの、8款1項2目5810消防団活動推進事業12万1,000円の増額は時間外勤務手当の増額及び浄化槽保守点検業務委託に係る契約差金による減額。

選挙管理委員会関係、2款4項3目0582静岡県知事選挙事務262万3,000円の減額及び2款4項4目0583参議院議員選挙事務333万円の減額は選挙事務終了による精算でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務58万2,000円の減額は職員人件費の減額及び時間外勤務手当の増額によるもの、3款1項2目1053地域生活支援等事業140万8,000円の増額は日常生活用具として地震防災用具の追加と更生訓練費の増額、同1061障害認定調査等事務4万2,000円の増額は主治医等意見書作成手数料、3款1項5目1120障害福祉サービス事業800万円の増額は障害福祉サービス費、3款2項3目1300総合福祉会館管理運営事業250万円の増額はボイラーの交換に係る修繕料、3款3項1目1451在宅児童援護事業12万9,000円の増額は時間外勤務手当、3款4項1目1750生活保護総務事務11万6,000円の増額は時間外勤務手当及び旅費、同1751生活保護費支給事業4,264万4,000円の増額は非保護世帯等及び医療費の増による生活保護扶助費の増額でございます。

健康増進課関係、3款2項5目1410指定介護予防支援事業49万円の減額は車両借り上げに係る経費の減額、3款6項1目1850国民年金事務5万5,000円の増額は時間外勤務手当、3款7項1目1901国民健康保険会計操出金397万7,000円の増額は職員人件費分、事務費分、財政安定化事業分の増額、同1902保険基盤安定操出金641万1,000円の減額は積算数値の確定に

よるもの。

14ページ、15ページをお開きください。

3款9項1目1965後期高齢者医療会計操出金280万3,000円の減額は保険基盤安定分及び事務費分の減額と職員人件費分の増額によるもの、4款1項7目2070災害医療体制強化推進事業181万6,000円の追加は救護病院等の情報通信体制整備及び応急用資材の整備に対する補助金でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務1万6,000円の減額は管理棟及び焼却場に係る浄化槽保守点検業務委託料の契約差金、4款3項2目2260ごみ処理手数料事務83万5,000円の増額は指定ごみ袋作成に係る単価増に係る印刷製本費の増額と指定ごみ袋販売事務委託料の減額、4款3項3目2280ごみ収集事務144万3,000円の増額は処理見込み量の増加に伴う瓶、ガラス処理委託料の増額、4款3項4目2300焼却場管理事務572万9,000円の増額は電気料単価の増額と水道使用料の増加による光熱水費の増額、4款3項5目2381環境衛生事業1万円の減額は公衆トイレに係る浄化槽保守点検業務委託料の契約差金、同2382簡易給水施設整備事業24万6,000円の増額は加増野2組、3組の簡易給水施設整備事業に対する補助金でございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務1万3,000円の減額は県補助金の減額に伴う事務費の減額、5款1項3目3100農業振興事業2万4,000円の増額は旅費の増額及び消耗品費の減額、5款1項6目3250基幹集落センター管理運営事業26万1,000円の減額は非常用照明及び誘導灯のバッテリー交換に係る修繕料の増額及び浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額を、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業50万円の増額は有害鳥獣捕獲増に伴う買い上げ金の増額、5款2項3目3450保健休養林管理事業7万7,000円の減額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金、5款4項2目3750漁港管理事業200万円の増額は須崎漁港航路浮標設置工事に要する経費、5款4項4目3820漁港海岸保全整備事業606万4,000円の追加は第4次被害想定公表に伴う吉佐美・田牛漁港海岸保全整備基本計画の見直しに要する経費、6款1項2目4050商工振興事業109万4,000円の増額は重点分野雇用創出分として地域活性化対策事業支援業務委託及び市街地バリアフリー情報等調査業務委託の増額、6款1項5目4180緊急雇用創出対策事業15万8,000円の減額は緊急雇用創出対策事業全体の臨時職員に係る社会保険料等でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光総務事業82万7,000円の増額は時間外勤務手当、6款2項3目4350観光施設管理総務事務170万5,000円の減額と同4354尾ヶ崎観光案内所管理

運営事業20万1,000円の減額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金。

16ページ、17ページをお開きください。

同4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業53万4,000円の減額は恵比須島公衆トイレ実施設計委託の契約差金の減額でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務4万1,000円の増額は職員人件費、7款2項1目4550道路維持事業933万4,000円の増額は光熱水費及び市道道路照明灯LED化更新工事費の増額、7款4項1目5100港湾総務事務5万2,000円の増額は下田港港湾対策協議会委員の報酬、7款5項1目5150都市計画総務事務8万3,000円の増額はまちづくり懇話会の開催増に伴う打ち合わせ経費、同5161景観推進事業2万7,000円の増額は景観担当職員の研修に係る経費、7款5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業2万5,000円の追加は一條・稲梓線道路建設促進期成同盟会負担金、7款5項4目5250都市公園維持管理事業57万1,000円の増額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額及び本郷公園の時計設置工事の増額、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業100万円の増額は修繕料、7款7項2目5620住宅改修建替支援事業1万2,000円の増額は制度改正に係る説明会への参加旅費でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業119万1,000円の減額は、職員人件費及び臨時雇賃金の減額、浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額を、3款3項4目1600民間保育所事業378万8,000円の増額は多様な保育推進事業補助金及び保育所運営費の増額、3款3項5目1650地域保育所管理運営事業1万5,000円の減額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額、3款3項6目1452放課後児童対策事業53万円の減額は放課後児童クラブ支援員に係る賃金の減額、3款3項8目1745地域子育て支援センター運営事業1万円の減額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額、3款3項9目1747認定こども園建設事業292万8,000円の増額は認定こども園開設移行作業に伴う時間外勤務手当と臨時雇賃金の追加、3款3項12目1670認定こども園管理運営事業72万4,000円の追加は平成26年4月の認定こども園開園の準備に要する経費、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務34万5,000円の増額は時間外勤務手当、複写機使用料、9款1項4目6031特別支援教育体制推進事業14万6,000円の減額は臨時雇賃金、9款2項1目6050小学校管理事業237万5,000円の増額は光熱水費、修繕料、備品購入費の増額及び浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額。

18ページ、19ページをお開きください。

9款2項2目6090小学校教育振興事業3万7,000円の減額は臨時雇賃金、9款3項1目6150中学校管理事業3万1,000円の増額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額と備

品購入費の増額、9款4項1目6250幼稚園管理事業10万1,000円の増額は臨時雇賃金の増額と浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額、9款7項1目6800学校等給食管理運営事業1万6,000円の増額は職員人件費、9款7項2目6801給食センター建設事業333万5,000円の減額は時間外勤務手当の増額及び給食センター建設工事設計業務委託の減額でございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務32万8,000円の増額は時間外勤務手当、複写機使用料、9款5項4目6501吉田松陰寓寄処改修事業1,156万6,000円の追加は静岡県指定文化財吉田松陰寓寄処改修事業に係る経費を追加するもので、当該年度執行分の実施設計業務委託に係る経費及び平成25年度の債務負担行為で実施することとした工事監理委託、工事請負費の当該年度執行分でございます。9款5項5目6550公民館管理運営事業114万9,000円の増額は北湯ヶ野公民館に係る修繕料の増額及び浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額、9款5項7目6650市史編さん事業15万円の増額は市史編さん事業に必要な歴史的な資料の購入費、9款6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業4万7,000円の減額は浄化槽保守点検業務委託料の契約差金の減額、9款8項1目6900市民文化会館管理運営事業33万3,000円の増額は駐車場のバリアフリー化に要する修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の111ページをお開きください。

平成25年度下田市の駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、予算書の112ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目8100駅前広場総務事務20万2,000円の増額は光熱水費を、4款1項1目予備費20万2,000円の減額は調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

についてご説明申し上げます。

補正予算書の121ページをお開きください。

平成25年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,920万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の122ページから123ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金641万1,000円の減額は保険税軽減分を合計しまして412万4,000円、保険者支援分を合計しまして228万7,000円、合わせて641万1,000円を減額するもの、同2節事務費等繰入金76万6,000円の増額は職員人件費として11万6,000円、事務費分として65万円を増額するもの、同4節財政安定化事業繰入金321万1,000円の増額は積算数値の確定によるもの、11款4項6目1節雇用保険納付金3,000円の増額は臨時雇賃金の増額に対応する被雇用者からの納付金でございます。

歳出をご覧ください。1款1項1目8300国民健康保険総務事務76万9,000円の増額は職員人件費11万6,000円、事務費65万3,000円を増額するもの、12款1項1目予備費320万円の減額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の141ページをお開きください。

平成25年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,423万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の142ページから143ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の144ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、事項は基幹系情報システム機器リース料、期間に変更はなく、限度額を事業予定額143万6,000円を119万6,000円に、平成25年度予算計上額12万円を10万円に、平成26年度以降支払い額131万6,000円を109万6,000円に変更するものでございます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金35万4,000円の減額は時間外勤務手当の増額及びシステム更新業務委託料の減額によるもの、3款1項2目1節保険基盤安定繰入金244万9,000円の減額は広域連合からの通知によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務35万4,000円の減額は時間外勤務手当の増額及びシステム更新業務委託料等の減額によるもの、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金244万9,000円の減額は広域連合からの通知によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の159ページをお開きください。

平成25年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、予算書の160ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要の26ページ、27ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項2目8840下水道枝線管渠築造事業8万1,000円の増額は職員の人件費、4款1項1目予備費8万1,000円の減額は調整額でございます。

大変雑駁な説明ではございますが、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正

予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

以上、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）から議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書（補正第2号）のご用意をお願いいたします。

議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第2号の主な内容でございますが、収益的支出におきまして委託料と賃借料の入札差金による減額でございます。

第1条でございますが、平成25年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で、平成25年度下田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）予算第3条を次のとおり補正するものといたしまして、支出で第1款水道事業費用を64万4,000円減額し6億7,188万円とするもので、その内訳といたしまして第1項営業費用を67万6,000円減額し5億5,514万9,000円、第2項営業外費用を3万2,000円増額し1億773万1,000円とするものでございます。

第3条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものといたしまして、新会計基準会計システムリース料は期間の変更はなく、事業予定額276万円を52万円減額し、事業予定額224万円とするものでございます。リース契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額27万6,000円を5万2,000円減額し22万4,000円とし、その金額を超える金額については平成26年度以降において支払うものでございます。

また、庁内LAN用パソコン保守委託料でございますが、期間の変更はなく、事業予定額453万円を447万9,000円減額し、事業予定額5万1,000円とするものでございます。庁内LAN用パソコン保守委託契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額63万円を62万4,000円減額し6,000円とし、その金額を超える金額については平成26年度以降において支払うものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

平成25年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的支出で、1 款水道事業費用は64万4,000円減額し6億7,188万円とするものでございます。1 項営業費用は67万6,000円減額し5億5,514万9,000円とするもので、内訳といたしまして、5 目総係費67万6,000円の減額は委託料、賃借料の入札差金による減額でございます。

2 項営業外費用は3万2,000円増額し1億773万1,000円とするもので、内訳といたしまして、2 目消費税及び地方消費税3万2,000円増額するものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受け入れ資金は11億5,744万6,000円に変更はございません。支払い資金は事業費を67万6,000円減額し9億4,897万7,000円とするものでございます。この結果、資金残高は2億846万9,000円を予定するものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

債務負担行為補正に関する調書でございます。

2 件ございまして、2 件とも入札差金による減額補正でございます。1 件目は、新会計基準会計システムリース料で、限度額248万4,000円を201万6,000円とするものでございます。前年度末までの支出額はございません。当該年度以降の支出予定額は期間の変更はなく、平成26年度から平成30年度までの支出予定額248万4,000円を201万6,000円とするものでございます。

もう一件でございますが、庁内LAN用パソコン保守委託料で、限度額390万円を4万5,000円とするものでございます。前年度末までの支出額はございません。平成26年度から平成30年度までの支出予定額390万円を4万5,000円とするものでございます。財源でございますが、2 件とも給水収益を充てるものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定貸借対照表に今回の補正第2号の補正予算額を増額したものでございます。

8 ページの資産の部、1 の固定資産は変更ございません。

2 の流動資産、(1) の現金預金が67万6,000円増額となり、末尾に記載してありますよ

うに資産合計が66億2,303万5,000円となるものでございます。

9ページの負債の部、3の流動負債、(1)の未払金が3万2,000円増額となり、負債合計が1,555万1,000円となるものでございます。

4の資本金に変更はございません。

5の剰余金、(1)の資本剰余金に変更はございません。(2)の利益剰余金、当年度純利益を64万4,000円増額し、末尾に記載してありますように負債資本合計は66億2,303万5,000円となり、8ページの資産合計と一致し、予定貸借対照表は符合しているものでございます。

10ページをお開きください。

平成25年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益に変更はございません。

2の営業費用、(5)の総係費を64万4,000円減額し、営業費用を5億4,563万7,000円とし、営業利益が1億2,187万7,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益、4の営業外費用の変更はございません。

よって、経常利益が64万4,000円増の2,752万8,000円となるものでございます。これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は1,852万9,000円を予定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 議第76号から議第81号までについて当局の説明は終わりました。

ここで午後1時15分まで休憩します。

午後 0時10分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第5号)に対する質疑を許します。

岸山久志君。

○6番(岸山久志君) ちょっとお尋ねです。地域の元気臨時交付金というのは、当初予算内

で想定内の交付金か、それともおいしい交付金なのか、その辺を教えていただければ。使い道が当初予算の一般財源の振りかえみみたいな形で使われているのがほとんどで、来年度の先送りに4,000万財調に積んで、あとはほとんど一般財源に振りかえられたというような形が見えるので、どこが元気が出るのかなというところがわからないので、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 地域の元気臨時交付金につきましては、先ほど簡単に説明させていただきましたんですけれども、国の平成24年度の補正予算で経済対策を打ち出したわけなんですけれども、その国の公共事業に対応する形で、国のほうも経済対策として公共投資をしてくださいと、そういう要請があったところなんですけれども、そのことによりまして3月補正予算の中でご審議いただいて、ご承認いただいた認定こども園の本体工事の部分、白浜漁港と須崎漁港の整備の部分、それから港湾整備改修事業の負担金ということで、これらいわゆる国費が絡む事業でありまして、それらを前倒しで対応しますということで繰り越し事業という形にはなったんですけれども、そちらに対応しましたと。ついては、差し当たり急な資金手当てが地方ではなかなかできないので、国費以外については起債を手当てしますということです。そのいわゆる国庫補助事業の場合、国費を除いた部分を地方負担額と言うんですけれども、その地方負担額をベースとして臨時交付金を交付しますという制度が経済対策の一環として創設されたというところでございます。

それで、私どもも、いつ来るのかいつ来るのかということで待ち遠しい話だったんです、実は。そこの部分から申し上げますと、総務省から各都道府県の交付金担当部長宛ての文書が11月29日付で発出されていまして、ちなみに本県分で156億4,177万5,000円ということです。そのうち、本市の分が先ほど申し上げたとおり1億4,903万7,000円というところなんです。その交付金の使い道につきましては、これもやはりいわゆる起債対象の事業です。通常、普通建設事業で申し上げますけれども、それらに充当するような形で使ってくださいというところなんです。

充ててある事業につきましては、岸山議員ご指摘のとおり目新しい事業は大変なくて、大変恐縮なんですけれども、既定の一般財源部分に充てさせていただくということ、それから、新規の事業としましては、吉田松陰の寓寄処の関係、それから市道の道路照明灯のLED化ですか、1,000万程度になりますけれども、そちらについては新規の事業ということで充当させていただいております。

残りの4,000万円につきましては、来年度の今度は地方単独事業、この国費の入らない普通建設事業と、そういうルールがありますので、そちらのほうに充てる予定ということで、今回財政調整基金のほうに積み立てをさせていただきたいというようなことでございます。

おいしい交付金なのかというようなご発言だったんですけれども、いずれにしましても、先行で実施して部分は起債でございますので、交付税措置があるという中でも、その部分は起債の償還が発生するわけでございますので、将来に向けてはそういう負担も生じるんですということは念頭に置かなければならないんじゃないかと、そのように考えています。

補足ですけれども、国のほうでは、今年も補正予算を報道等によりますと考えているようございまして、実は本日付で閣議決定したというところでございます。詳しい話はまだ伝わってきてはいないんですけれども、どうも同じような措置が、規模は違うようなんですけれども、また措置を計画しているような記事も見受けられますので、またそれらについてどのように対応したらいいのか、財政としても注目しているところです。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 3点ほどちょっと教えていただきたいんですが、まず1点目、給食センターの建設工事設計業務委託金のほうなんですけれども、債務負担行為のほうで大幅な減、3分の1程度の減となっております。補正予算のほうでも6801事業で337万の減ということで、これは多分入札によつての価格決定での差金となるんでしょうけれども、実際、その予定価格と入札差金の差がどういった結果になったのかをお知らせいただきたいと思います。

2番目なんですけれども、概要の11ページ、0174事業、都市交流事業で消耗品費、植樹ということでご説明がございました。これは多分アメリカのほうから送られる200本のハナミズキの件だと思いますが、報道等によりますと、1本が下田公園、あと1本がどこか、残りの百九十何本を下田公園というふうにならなかつたような記憶があるんですけれども、この20万で今回どの程度の植樹がなされるのかと、あるいは今後、こういった形でまた新たに出される予定があるのかをお伺いしたいと思います。

3番目なんですけれども、13ページ、次のページです。地域生活支援等事業、1053事業ですけれども、先ほど日常生活用具について、防災用具ということでお話がございました。この点について、福祉事務所関係ですので対象となる方々、どういった方々にどういった形で防災用具をご提供なされるのかをお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、1点目のご質問でございます、給食センターの建設工事の設計業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては9月27日に入札を行いまして、こちらは制限つき一般競争入札で実施いたしました。制限の条件につきましては、静岡県内で過去10年以内に共同調理場等の設計を行った業者というようなことで、静岡県内3者の業者の応募があったところでございます。予定価格につきましては1,833万6,150円、税込みでございます。それで、落札額が税込みで462万円で落札をしたところでございます。

こちらにつきましては、今年度と来年度ということで基本設計、実施設計ということで債務負担行為を組ませていただいております。債務負担行為の総額につきましては、今後変更が生ずる可能性もあるということで、約30%の変更分を見込んだ金額で設計をさせていただいております。

ですので、契約額につきましては462万円ですけれども、限度額については603万9,000円というような形で予算を見込んでいるものでございます。今年度分につきましては、基本設計については157万円程度の金額になろうかと思っております。そちらに30%分を加えた部分について保留させていただきまして、残りを減額したというような形でございます。ちなみに、落札率は約25%程度ということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、アメリカ合衆国からハナミズキをいただくという話が進んでおりまして、それに対する経費ということで20万円でございます。今予定しておりますのは、下田公園に1本、敷根公園に88本、そして各小学校、中学校に1本ずつということで、計100本を予定させていただいております。そのうち下田公園に植える1本について、これは仮植えと申しませうか、別の場所に一度仮植えして、それで来年の5月の黒船祭のときに植樹をすると、そのような段取りを考えておりまして、それに要します記念植樹の看板ですとか堆肥、そして土壌の改良剤とか、そのような費用でございます。この100本、記念植樹用以外の植える費用については、これは当課の公園管理をやっております職員の皆さんですとか、あるいは我々職員有志、そういう人員をもって植樹をする予定で考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうからは、日常生活用具の中の防災関係ということで、まず、日常生活用具の関係を先に説明をさせていただきますが、これは重度障害者・児、難病患者等の日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とするということで、下田市のほうで要綱ができてございます。これは、財源としては国・県の補助金がつくものでございますが、その給付対象としましては、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、また精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、あと難病患者の関係ということで、この方たちがまず対象になるということで考えていただきたいと思います。

また、この中には、ちょっと数えてはおりませんが、54項目とか、難病患者は15項目とかございます。その中に防災関係ということで、地震防災用具というものが1つ規定されてございます。これは、障害者の等級で4級以上の障害者また難病患者等の方が対象となりまして設けられているものですが、ちょっと品目については、特にこういうものというものが決められておりませんが、用具の要件としましては、用具の製作、改良または開発に当たって障害者に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものということがありますので、そういうものの中で防災用品として得られるものというものが対象になります。補助対象としては5万円を限度に基準額が設けられまして、個人負担1割が原則となっております。また、非課税の世帯につきましては負担金はゼロというものでありますが、基本的には1割負担ということで設けられております。

今回補正に上げさせていただいたのは、過去からこのように要綱の中にはありましたが、実際に使われてはいないということですが、このところ防災の関係とかいろいろありますので、皆様、関心を持たれて問い合わせ等がありましたが、実際に支出するような案件は上がっておりませんが、今回、5万円の20人分ぐらい予算を計上させていただいて、要望があった場合については対応できるように、今回補正を上げさせていただいたという状況でございます。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

給食センターの件で1点だけ再質問させていただきたいのは、25%、この前のときにもちょっと課長のほうにはお話しさせていただいたんですが、25%ということの落札率という形になって、今回、設計価格がこれで、多分予想されるであろう今後の管理費のほうは随契

になってくると思うんですけども、その点、この25%でいかれる予定があるかどうか、この点だけまたお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） この給食センターの設計業務委託、こちらを落札した業者さんは、実は認定こども園の実施設計を落札した業者さんで、今、設計監理をやっていただいております。私どもまた恐らくこちらの業者さんと平成27年の工事の管理については、随契というような形になろうかと思っておりますけれども、認定こども園も落札額と同じような落札率で設計監理をやっていただいておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 何点かちょっとお聞きします。

まず1点目です。債務負担行為で通園バス運転業務委託料です。これは認定こども園の、それが決まったようですが、具体的にどのような形で通園バスをご使用とするのか、業務委託というのは、どういうところに業務委託をして1日に何便、この間の説明にも若干ありましたが、それをもう一回詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それと、2点目としては、6ページです。庁内LAN用パソコン保守委託料、これが当初は事業予定額6,537万円になっていましたが、補正後ですとこれが67万6,000円になっています。物すごい、何かちょっと考えられないような数字になっていますが、この辺はどうしてこのような数字になったのかということについてのご説明をお願いします。

3点目は、吉佐美大浜の国有地を国から受けまして、それを当初たしか吉佐美区かどこかに払い下げする予定だったというふうに聞いておりましたが、それが中止になったんですか。ここら辺の事情について教えてください。

4点目としまして、今回の補正を見ていると、何か物すごい、めったやたらと浄化槽保守点検業務委託のこれが減になっているんですが、ちょっと計算しましたら、全部で420万円減になっています。これはどのような、契約をそれだけ引き下げてもらったんだというふうには思いますが、そこら辺の事情についてももう一度ご説明をお願いします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） すみません、それでは、まず第1点目の通園バスの運転業務委託料でございます。今回、この補正で債務負担行為を追加させていただいた部分でございます。

こちらにつきましては、当初、その通園バスの運転業務でございますけれども、こちらの議会におきましても用務員を兼ねた臨時職員を1名、それからバス運転業務のみの臨時職員の1名の2名ということで採用させていただきたいということでご説明をさせていただいたところでございます。しかし、内部で検討しました結果、やはり安全が第一だということでごございまして、安全かつ適正に運行・管理ということで、やはり高い運転技術の確保、それから安全教育、また運転手の適正な労務管理、また代替の要員の確保、そういった体制が整っている事業者のほうへ委託をお願いするというようなことで考えてございます。

今回のこの債務負担の金額483万6,000円というものでございますけれども、実は今年度分で8万4,000円支出予定をしているところでございますが、今回こちらの補正で、認定こども園の管理運営費ということで3月分、1カ月分の維持管理経費を補正で提出させていただいてございます。その中で2コース、稲梓・朝日、それから浜崎・白浜コースの2コースを今用意、設定をしているところでございますけれども、このうち恐らく運転手お二人、まだバスはちょっと借りてはございませんので、市のマイクロバスを利用いたしまして、このコースの確認、下見というようなことをやっていただくというようなことで、8万4,000円を予定しているところでございます。

それから、来年度の475万2,000円でございますけれども、平日3往復、土日については2往復というようなことで、大体1台分240万弱の経費がかかるというようなことで考えているところでございます。

それから、浄化槽の関係でございますけれども、入札の関係を学校教育課のほうで全てとり行っているというようなことで、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、全部で25施設ございます。その関係で総額契約額が205万1,542円というような形になったものでございます。

申しわけございません、それぞれの課の現況の予算というものをちょっと私のほうは把握しておりませんので、申しわけございませんけれども、学校教育課だけでちょっと申し上げさせていただきますと、保育所、それから小学校、中学校、幼稚園というようなことで施設がございまして、全部で25施設ございます。その関係で総額契約額が205万1,542円というような形になったものでございます。申しわけございません、それぞれの課の現況の予算というものをちょっと私のほうは把握しておりませんので、申しわけございませんけれども、学校教育課だけでちょっと申し上げさせていただきますと、保育所、それから小学校、中学校、幼稚園というようなことで施設がございまして、全部で25施設ございます。その関係で総額契約額が205万1,542円というような形になったものでございます。予算額につきましては260万弱というようなことで、171万ほどの減額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 庁内LANパソコン保守委託料の債務負担に係る変更の件でございます。

ご説明のとおり保守委託につきましては、事業予定額が6,537万円から一般会計においては67万6,000円になったという、計算してみますと1.0%程度になってございますが、実はこの保守委託につきましては、まず前提として、私どもが事務用に使わせていただいているパソコンがございます。これにつきましては皆さんご承知かと思うんですけれども、基本ソフトと言われるマイクロソフト社製のWindows XPというものを入れています。これのいわゆる会社としてのサポート期限が来年の4月をもって終了しますというところで、これは全国的に大きな課題になっているところの話です。要するにサポート期間が終了するとどうということかといいますと、いわゆるOSそのものの脆弱性を突いて悪意を持ってウイルスを送り込んだりとか、そういった行為があるわけなんですけれども、それらについてマイクロソフト社として、いわゆるそれに対抗する部分の改良を加えるというのがサポート期間という意味なんですけれども、その期間が製品の関係かとは思いますが、来年の4月で終了しますというところなんです。余分な話になるんですけれども、全国調査をした結果が総務省のほうから来まして、全国でまだ16%、自治体関係だけなんですけれども、来年の4月までに対応できないような状況になっているようなこともあるようでございます。

それにつきましては、本市におきましては、当初予算に更新の予算を計上して執行したわけなんですけれども、パソコンといいますのは、購入して何年か使うわけなんですけれども、当然ネットワーク形成しますと、その保守管理をする業務というのが出てまいります。これにつきましては、なかなか職員では対応できないというようなことで、外部に協力をいただくような形で委託の考えを持って臨んだというところでございます。

このパソコンの導入、要するに備品購入費とこのパソコンの保守委託につきまして、実は合算という言葉でいいんでしょうか、同時に1つの案件として入札に付しました。その理由としましては、いわゆるパソコン本体の購入者と運用の保守を担う業者が一致しない場合の不都合というんでしょうか、例えばNECのパソコンを富士通が保守はある意味できないでしょうし、そのようなことになりますと、パソコンの購入と保守を別々というような考えですと、本体を落札した業者と随意契約をするような可能性もあるということで、その場合、随意契約になりますと相当の経費がかかるというように予測をしたところです。そのような

ことから、本体の購入と保守委託を合わせて入札したというところでは、設定した者でないと、その不具合の原因究明が非常に困難である。設定した者が保守することによりまして、保守も適正にいくというような考えのもとで合体した入札をしたところでございます。6者ほど指名をさせていただいたうち、3者辞退があったわけなんですけれども、その3者の入札の結果として、1番札になったところが付した金額が一般会計分では言わせていただくと、67万6,000円というところでございます。

議員のご発想かとは思いますが、予定額の1%での落札ということで私も実は目を疑ったところなんですけれども、その落札業者さんに、ちょっと直接面談はしなかったんですけれども、下田に営業所があって、たしか本社は沼津だったと思うんですけれども、沼津のほうの支社長の方とお電話で話をさせていただいて、金額に誤りがあるんじゃないですかと、逆にちょっと言ってみたんですけれども、いや、それは間違いございませんと。落札業者につきましては、下田市に支社が設置されていて、そこにスタッフも常駐していますということで、契約どおりの義務は遂行することを確約しますというようなことでした。それによりまして、その入札の結果ということを厳正に受けとめまして、私どもとしましては、そういった金額をもって契約をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 吉佐美の大浜国有地の関係でございしますが、この国有地の関係につきましてはグラウンド部分が昭和48年から、駐車場部分については昭和51年から有償で借りていたというような経過がございします。その中で、グラウンド部分について、平成15年に買い取りが終了いたしまして、駐車場部分につきましては、平成16年に国のほうから県に対しまして公共財産の機能を喪失しているというような通知が来たという中で、その後、国・県・下田市と3者で協議を継続してきたところでございまして、昨年にとりあえず下田市が払い下げを受けるということでの結論に達したところでございします。

それで、用途廃止をしないと県も譲渡できませんもので、その用途廃止の申請を下田市から出してもらいたいということになりまして、今年の2月21日付で県知事宛てに公共財産の用途廃止申請を出させていただきました。

そういうことで、それが無事に通って下田に払い下げられると、そのような経過で進むものと思っていたわけですが、そういう中で今年度、25年度の3,000万円の予算を入れさせていただいたわけですが、それが急遽、今年の3月28日になりまして、本当

に急遽だったんです、2月21日付の提出がありました用途廃止申請書は、下記の理由により返戻しますと、そのような文書が突然来たというようなことです。これにつきましては、やはり防災絡みで今、既にもう着工しているわけですが、そういう県としての津波対策、そういう土地として利用するということなので、この申請についてを返戻されたというようなことになったわけですが、

そういうことで、いつの時点でこの3,000万円についての減額をしようかというようなことが内部でも議論があったわけですが、工事等に入ってから、しっかりとそれを見きわめて最後にやろうというようなことで、今回減額の補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） まず、1点目の認定こども園の通園バスですが、当初は市の職員を新たに採用して、市が直営で動かすというふうなことを考えていたけれども、安全面等々を考慮して委託することにしたというふうなことをお聞きしましたが、具体的にはどのような業者にどのような形で委託をしたのかというふうなことは、まだお聞きしていないんですが、こちら辺はもう決まったんですか。例えばバス会社等々、そこら辺はまだ決まっていないということなんですか。それをもう一回お聞かせください。

それと、市内LANのほうなんですが、ちょっとびっくりするような金額で、安いにこしたことはないんですが、余りに安いと裏に何かあるんじゃないのかと私どもはげすの勘ぐりをするんですが、よくわからないんですが、来年の4月から今までのソフトが使えなくなるとか、そういうふうなソフトのことですか。例えばマイクロソフトの私は今、XPなんて使っているんですが、あれも来年の4月以降は使えなくなるというふうなことがあります、そのようなことなんでしょうか。でも、一応債務負担行為ですと、30年まではこの金額でいくということですので、新しいソフトでそのまま、向こうの業者のほうで新しいソフトでそのまま継続して保守委託してくれるのかなというふうなことですか、そこら辺をもう一度お聞かせください。

浄化槽のことなんですが、前に、当初予算のときか決算のときかちょっと忘れましたが、委託料が大分安くなっていますねというふうなことは言った覚えがあります。そのかわり、保守点検業務委託はかなり安くなっているけれども、浄化槽の汚泥引き抜き料だとか、そっちのほうで少し上がっているんじゃないかなんて、そんなことも言った覚えがあるんですが、相対としてどうなのかなというふうな覚えがあったんですが、しかし、その時点でも点検委

託料というのはかなり下がってしまっていて、それをまたさらに420万、またこの補正で委託料が下がるということで、安いにこしたことはないんですが、そこら辺の事情というか何かあるのか、またこれもげすの勘ぐりになっては困りますが、そこら辺について単純に業者の努力でこうなったんだというふうに受け取ればよろしいのかどうなのかというところを、もう一度お願いします。

それと、吉佐美の大浜国有地、私はちょっと吉佐美のグラウンド駐車場の部分と浜の近くの駐車場の部分の払い下げとちょっと勘違いしていましたが、グラウンドのところでは駐車場のところ、入って行ってすぐに左側に行って、あそこでいいの、ああそうか。そこが買えなくなって、今の説明ですと、そこら辺を県としては防災でというふうなことで、これは水門の建設等々とも関係があるんですか。そこら辺、防災に県が使いたいような意向があるようなことで、下田市からの申請がだめになったというふうに聞きましたが、そこら辺の、県は具体的にここをどのように使おうとしているのかというようなことが何かあるのであれば、教えてください。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 通園バスの関係でございますけれども、こちらの12月定例会に補正を提出させていただきましたので、こちらが議決いただけましたら、その後、入札行為にかかりたいと思います。業者さんですけれども、恐らくバス事業者さん、指名参加願を出されている業者が3者ほどあろうかと思っておりますので、そちらの事業者さんのほうに入札という形をお願いをしたいと思います。

それから、申しわけございません、ちょっと浄化槽の関係でございます。先ほど私、25と言ってしまったかもしれませんが、申しわけございません。全て施設が45施設ございまして、そのうち55カ所、浄化槽がございまして。総額205万1,542円で市内の浄化槽の保守点検については契約をしているところでございます。

こちらの金額でございますが、やはり入札の結果ということでございますので、また汚泥の引き抜き関係ですが、ちょっとそちらについては今日資料を持ち合わせてございませんので、入札の結果ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 今回はパソコン本体の買いかえもいたします。実は今、私ど

もがに使わせていただいているのがもう5年以上たっているものでございまして、そこにインストールしてあるOSがWindows XPということ。だから、2つの要因があって、本体も買いかえますし、それに合わせてOSも一番最新のやつがWindows 8というのがあるんですけれども、そちらのほうにインストールし直しまして、新しいパソコンをもってその保守を向こう5年間お願いすると、その金額が一般会計で言えば76万6,000円だったと、そういうことです。

ですから、ご質問の余計になりますけれども、鈴木 敬議員お使いのWindows XPが4月でサポート期限が間違いなく切れますので、インターネット等を使わなければそのまま使えるんですけれども、そういったものをご使用になりますと、もうサポートがありませんので、ウイルスの脅威にさらされると、こういうことです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 吉佐美大浜の件でございますが、現実には当該土地を借用しているのは観光交流課になりまして、廃止申請とかそういったものはこちらでしておりますので、この件について回答させていただきます。

概略は総務課長から説明があったとおりでございますが、県のほうの廃止届及び廃止申請書等の返却の理由が、これは4月頃にこちらに来たんですけれども、平成25年6月の第4次被害想定、もうこれは今年出ているわけなんですけれども、この津波高が発表され、それを受けて津波対策に必要な対策を行うこととなる可能性があるということでございまして、その一つの方法として、堤防のかさ上げ等を行う場合、現在の駐車場として使用している土地を堤防敷として使用することも考えられるということで当時来ております。そのことから、堤防の設計等が決まるまでは、用途廃止及び東海財務局沼津出張所への引き継ぎができない状況となったということで、廃止届と廃止申請書がこちらに返却されてきました。

それで、先ほど総務課長からもありましたように、いつの時点で減額するかというのがあったんですけれども、そのときの県との話では、当面決まらないという話であったんですが、いずれにしても、これは購入して売却するまでには2回の議会を通さなければなりません。12月にもう上程できないことは明らかですので、今回この購入と売却のほうの予算を減額させてもらうということでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 説明書の53ページ、災害医療対策費ですが、181万6,000円と。説明によりますと、救護病院に通信情報機器並びに応急資材を配置するための費用に充当すると。県の半分の補助をいただいて対応するわけですが、この地域は災害拠点病院が事実上ないというので、この救護病院の充実というのは大変重要な課題だと思います。

そこで、まず、この予算は補助金ということになっておりますので、どこに補助をして、事業主体がどういう形になっているのか、ちょっと詳細に聞きたいと。

あわせて、この種の予算は初めてじゃないかと思うんですよ、記憶では。そういうようなことで、救護病院の充実化に向けて今後どういう形で対応していこうとしているのか、この辺をあわせ、お聞きしたいと思います。

それから、2点目には、71ページ、工事請負費で市道道路照明灯LED化更新工事ですが、今回、国からの元金臨時交付金を活用して市としてこの工事をやろうということですが、この表現をそのまま受けますと、市道、私は今ちょっと防犯灯を連想しているんですが、市の管理する防犯灯は県道もあるし市道もあるわけです。同時にご存じのとおり、下田市では2年か3年間ぐらい、一切、市で防犯灯を設置しないと、やるんだったら地元でやれと、こういう政策を選択してきました。そういうようなことで、今回この900万ぐらいを使ってどういう事業内容、もっと内容を詳細に説明いただきたいというのが1点と、今、質問いたしました県道に設置されている防犯灯、あるいは県道でもこの地元の区が設置したものもあります。この辺についての整理というものはどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 説明資料53ページ、2070事業で災害医療体制強化推進事業181万6,000円についてのお尋ねです。

まず1点、この補助金をどこが主体になってやるのかという、こういった内容でございます。この内容を言いますと、衛星電話、これを2カ所に入れます。具体的に申し上げますと、下田メディカル、それと賀茂医師会でございます。これは、衛星インターネット回線使用可能な衛星電話を整備して、災害時に広域災害救急医療情報システムやふじのくに情報共有システムに確実に接続可能な形にしていくという、こういったもので情報通信体制を構築していくという、これがまず1点です。

もう一点は、応急用資機材、これは救護病院でございまして、そこに応急用資機材を入れるという形で進めております。これが金額的には応急用資材といっても、まず最初にポータ

ブルラジオとか携帯テレビ、発電機、LEDの投光器、こういったものを入れる予定で今回、申請しております。

この補助金の経過を言いますと、地域医療の再生を目的として、平成21年から国の事業で行っております。今回のこの事業につきましては、3次計画で平成24年の国の補正でできた予算でございます。それを国のほうからいただいた予算を県がこの9月の議会で補正をしまして、具体的にはうちのほうでやっております情報通信体制の整備、それと災害拠点病院等の診療機能の充実・強化、こういったものが対象になる事業でございます。このほかにも、在宅医療とか医療人材確保とかこのメニューにあるんですが、下田市としましては、救護病院となっている下田メディカルと連絡体制を強化しなければならない。賀茂医師会と協議をしまして、9月の県の予算でございましたので、今年度間に合うように速やかな協議を進めて今回の補正に上げたものです。

今後は体制の整備をどうするのかということですが、当然、応急用資機材について順次充実させていただいて、救護病院としての整備をしていく所存でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 市道の道路照明灯LED化更新工事の内容についてでございますが、場所といたしましては、市道爪木線に10灯、それから、東本郷なんです、寝姿橋、本郷公園付近におきまして3灯、それから西本郷、市道沿いに4灯、市道の平滑中島線9灯及び街路灯のところに2つ白熱灯がありますが、それも16灯取りかえます。それから、もう一カ所、みなと橋及びそのポケットパークのところに9灯予定しております。

この交換によりまして、LEDは長期間交換が必要ないということで、電気料も合わせましてランニングコストの削減を考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） あわせまして、防犯灯の今後の新設あるいはそういう地域要望に対してというご質問もありましたと思われましたので、現在、地元の区長さん等通しての要望につきましては、受け付けをさせていただいております。直近では吉佐美大浜線、これに8基のLEDの照明を今年度つけております。それから、県管理の道路につきましても要望があれば、うちのほうで中身を確認させていただきまして、要望に値するものについては要望していく考え方を持っております。

なお、国道・市道の交差点等でも、交差点付近の協議があれば、市のほうが設置している場所もありますので、そのようなところの老朽化等についても入れかえを積極的にしていくような考え方でおります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 前者の災害医療の補助金ですが、ぜひ冒頭お話ししましたように、大きな災害があったときに拠点病院がないと、こういうようなことで県の出先機関も、市だとか、あるいは地元の病院がいろいろどうあるべきかという議論をしていると思うんですが、そういった視点から考えますと、救護病院のいろいろな充実というのは大事なことだと思うんです。ですから、要望でございますが、これはひとつ計画的に今後とも充実化に向けての努力をしていただきたいと、こう思うんです。

それから、市道の今の回答はわかりました。これは本年限りですか。今回の予算だけですか。今後、ほかに計画的にやる予定はあるんですか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） LED化は今回計画しております。継続的なものにつきましては予算の範囲内で行うことで、できればLED化を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 吉佐美大浜の3,000万円の削減についてお尋ねをしたいと思います。

26年の4月に津波の被害想定があつて、駐車場としてここは利用、公園というんでしょうか利用してきて、その廃止をして国からの払い下げを受けようと、こういうことであつたかと思うんですが、その申請が却下されたということは、その使用形態はどういうことになるのかということをお尋ねしたい。

現に、大浜の防潮堤の裏方の工事をやる等の資材置き場等に現状は使われているんじゃないかと思います。ご案内のように、夏になりますと、吉佐美の夏期海岸対策事業の駐車場として、国から市を通じてお借りをして駐車場として運営しているという、こういう形態になっているかと思うんですが、これらの利用形態が変更されると、あるいは貸してもらえないということになるのかどうなのか。そこら辺の具体的な利用状況にどのような影響があるのかないのかの点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、国のほうで払い受けたらどうかというような話があって、この話が進んできたかと思うんですが、それらの経過を踏まえまして、ちょっとこの災害の対策のためとはいえ、何か理解しがたいような事情がここにあるような気もするわけです。地元の区長さん方もちょっとこれはどういうことなのかなというような思いを恐らくされているんじゃないかと思うんですが、そこら辺の事情はどうなっているか、恐縮でありますけれども、ご説明をいただきたいと思います。

今後、ですから、県や国とどのような交渉をするのか、全くそういう余地がないのか、方向づけはどうなるのかをあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 吉佐美の大浜のほうを却下されたわけではなくて、うちのほうが借りているところの廃止届を提出したら、そういった防災の関係の事情により返却されたというような解釈にさせていただきたいと思います。

こちらの使用形態につきましては、廃止届も返却されておりますので、現在は観光交流課がはまぼうロードを管理用地という形で借用しているということになります。この形態は26年3月、来年の3月に一度期限を迎えますので、そこで再度申請していくと。地元の区長さんともお話ししまして、あの部分が特に夏に使用できないということは、夏期対策上、大きな問題があるということは、地元の区長と夏期対策のほうと同一の見解でありますので、土木の維持管理課のほうには今後も26年の3月以降も申請して、貸していただくということをお願いをしております。実際に来年になりましたら、また借りる申請をしていくということになります。

地元の区長さんには、まず当初、3月26日の時点で土木事務所のほうから、これは電話ですけれども、ちょっと県のほうで防災上、若干使用するということがありそうなので、一度返却したいということが電話で内々に連絡がありました。そのときにうちのほうで、先ほど言いましたような、その土地の今後の使い方については今後も今までのように使いたいというようなお話しはしてありますので、土木事務所のほうもそういったような状況は十分に配慮してくれるというふうに考えております。

それと、今後の関係ですけれども、結局、国は処分をしたいわけです。処分というか、今、建設省所管のもので土木事務所が管理しているわけですけれども、国はそれを市で言う普通財産化して売りたいわけです。ただ、県のほうが今回、防災の関係で一部使う必要があるということで、一度その用地を測量して確認したんですけれども、再度もっと多く県が使用

する可能性があるということで、用途廃止に可能な土地の範囲が現在また一度明確にしたものが、ちょっと明確でなくなったわけですので、今後は改めて測量、どこまで県が使うかが決まりましたら、その部分を県のほうで使用したい部分を確定して、改めて用途廃止申請の手続を行うということになると考えております。それがいつの時期になるかというのは、県のほうの手続上のものところのほうとの調整になりますので、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩いたします。

午後 2時13分休憩

---

午後 2時23分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） 概要のほうで質問いたします。

11ページ、0861事業、下田市救命胴衣等購入費補助金、大変恐縮ですが、自分が6月議会で提案させていただきまして、9月に40万円の補正をつけていただき、12月に100万円の補正をいただきましてありがとうございました。どのように進展しているのかお伺いいたします。

次に、15ページの4050事業、市街地バリアフリー情報等調査業務委託という、この事業はどのような事業であるのか説明をしてください。

それから、17ページ、5250事業、本郷公園時計設置工事の内容について説明をお願いいたします。

それから、19ページの6550事業、公民館管理事業で修繕料119万円、北湯ケ野区ということでしたが、この内容について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 救命胴衣の補助金の活用状況についてということですが、

現在までにヘルメット、ライフジャケットにつきましては、202点の購入の申請がございまして、202点の交付をしてございます。したがって、補正で予算措置をさせていただきました40万円につきましては既に全部使い切っておりまして、残金が1,212円という状況で、今回の12月に増額の補正を100万円お願いしているところでございます。使用者、申請者につきましては、海岸部だけにはとどまらず、市内沿岸部に遠いところの方につきましても、申請が来ている状況でございます。

なお、既に現在、20件ほど申請を受け付けてはございますが、この予算がお認めになった時点で内容を審査して交付していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 本郷公園の時計の設置でございますが、本郷公園は稲生沢川沿いに遊歩道を兼ねました緑道がございまして、その中で2カ所、上原邸の前と寝姿橋のたもとあたりに広場が2カ所ございます。その寝姿橋の付近のところの広場につきましては、子供、それを見守る保護者の方々が一緒にそこで遊んでおりまして、地元の本郷区から時計を設置してほしいという要望がございましたので、それに応えるためにポールの上に円形の1面の時計となりますが、それを1基設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 市街地バリアフリー情報等調査業務委託ということで、これは緊急雇用最後の追加要望の中で申請をさせていただいて、今回上げさせていただいたものです。大きな目的の一つとして、商店街活性化に間接的につなげていきたいというのがまず1つあります。内容につきましては、商店街、各種施設、まち歩きを楽しむことができるまちということで、そういったことが市の方針になっておりますので、基本的には今現状考えているのですが、車いす等の歩行困難者というんですか、その方たちを支援する目的があるんですけども、ソフト的な事業ということで、各店舗等を聞き取り調査、それから写真等いろいろな調査をしていただいて、実際に車いすが入れるかどうか、いろいろな支障もあると思いますので、入れるところ、入れないところ、これから聞き取り調査をして、どういった対応をしていただけるかどうか、そういったものを情報収集・整理、発信そのものについては多分26年度になると思います。1月の多分中盤ぐらいから実際には作業に入っていて、3月までの3カ月ということで情報の収集・整理までが今年度と。来年度については、

この得た情報を整理して、各関係機関、いろいろなところにマップ等が出ておりますので、そういったものに載せていただいたり、ネット情報に載せていただいたりということで、観光商店街という言葉が合っているのかどうかわかりませんが、外から来た方々、こういった歩行困難な方々が歩きやすい、寄りやすいまちにしたいという思いがございます。ということで、商店街のアピールにもつながるということで、目的としてはそういうことを思っております。

実際の業務をお願いするところですが、やはり商店街に精通しております商工会議所に委託しまして、今のところ2名の方を選任、調査員ということで雇用したいというふうに考えております。市内全域というわけにはいきませんので、とりあえずは中心市街地、伊豆急の駅から道の駅以南の、またペリーロードあたりまでの中心市街地ということで、そのあたりのバリアフリー情報を調査していただくと。そういうことで、国のほうも今、バリアフリーという言葉からユニバーサルデザインという言葉が出てきまして、最近ではユニバーサルツーリズムという言葉が出てきております。そういうことで調査をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） 北湯ヶ野公民館の修繕につきましては、地元の北湯ヶ野区と譲与について合意がまとまりましたので、協議の中で床と屋根とトイレについて修繕してほしいということがございましたので、今回補正をいただいて修繕をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） どうもありがとうございます。

救命胴衣は、てんでっこで自らの命を自らで守るという最低のことですので、なるべく多くの人に広めて、また議員の皆様にも利用していただいて長生きしてほしいと思います。

商店街のバリアフリーにつきましては、商店街活性化また観光アピールという車いす支援、下田市の優しさ、思いやりを十分発揮できるような施設をつくっていただきたいと思います。

本郷公園の時計については、よくわかりました。

北湯ヶ野の公民館の修繕は、私のふるさとだから、聞かれたら知らないわけにはいかないので質問しました。区のほうに譲渡するということが決まったそうです。わかりました。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） いつも言っていることなのですが、車はリースより買ったほうがトータルでは安上がりだと考えております。今回、事業計画864万と332万6,000円の車両リース料が債務負担行為で出ているんですが、なぜリースにしたのか、どのような車なのか質問いたします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 車両リースの債務負担行為を上げさせていただきましたのが、認定こども園の通園用のバス2台をお願いするものでございます。こちらにつきましては、幼児専用車両ということで、乗車定員、幼児用のベンチシートにしたものでございまして、定員が幼児39人、それから大人が3人、運転手含めて3人乗れるというようなことございまして、今現在こちらの見積もりをいただいているところでございますけれども、3年間、36カ月ということで、月額約12万円の金額をいただいておりますので、3年間で432万円を2台ということで想定をさせていただいているところでございます。

それから、やはり購入という部分も考慮させていただいたところでございますが、実際、今現在、通園バス、当然1台についてはずっと園内行事とかというもので使用するという予定がございます。今後、通園バスの利用者の見込みというものがいまだちょっと明確にはなっておりませんので、今後どういった、大きいバスでなくなる可能性もあるというようなことも含めまして、今回3年間のリースということで計上させていただいたところでございます。

このリースにつきましては、メンテナンスリースというようなことございまして、車検でございますとか整備費込みというようなことで、実際に今これを購入した場合の見積もりも出ておるところでございますが、これは購入すれば500万そこそこで購入できるというようなことで、実際に購入のほうが安いというようなことございまして、そういった事情もございまして、今回リースということで上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 今回の債務負担行為864万円につきましては、マイクロバス

2台でございます。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 申しわけございません、この債務負担行為の変更、これについては、プラグインハイブリッドをリースしました入札差金の減額の変更でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 通園バスについては、先ほどの説明の中で、業務委託で許可業者のほうへ委託というような話を聞いたので、私はそのときに、この委託の中には運転手だけではなくて、バスそのものもそのバス会社が負担するのかと思ったんですが、今の説明だと、バスそのものは市が持って、運転手の派遣をしてもらうというのがこの債務負担行為の通園バス運転業務委託料なんですか。この483万6,000円というのは、2人の運転手の派遣料という理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 運転業務委託料につきましては、運転手運行委託のみ、運行委託、それから車両管理といったものについての委託でございます。車については、市のほうで所有をいたしまして、こちらにつきましては、道路運送法でいうところの自家用有償運送という、そういう形での運行を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） ちょっとこの形態をとったいきさつと理由について質問したいんですが、車は自分のところで持つと、そのバス会社のほうに車を提供してもらわないということにした理由をちょっと教えてほしいんですね。先ほどの説明の中でいえば、実際に通園する児童がわからないということの中で、どの程度の車の大きさがいいのかよくわからないと、そういうことで通常のリース期間よりも短い3年リースにしたと、また減価償却対応も短い、リースにした理由はそういう理由だったんですね。

それなら、むしろ今、バス会社のほうは何台かマイクロ等も持っておられるだろうから、そこを含めて委託したほうが安上がりじゃないのかなと、そのバスの大きさ等がまだ不確定要素もあるということであれば、その辺はどういう議論の中で分かれたのか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 確かに当初、いわゆる貸し切りバスとバスを運行していただ

いて、いわゆる貸し切り事業者のバスを利用するというような案もございましたが、やはり園内行事等で使う部分で予定が立たないような部分もございますので、それとともに、幼児専用バスというのをお持ちでないような業者さんというようなこともあるものですから、バスについてはこちらで持って、運転手をお願いすると、運行管理をお願いするというような形をとらせていただいたものでございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 二、三点聞かせていただきます。

ページ数で言うと54、55ページの衛生費の2300事業、焼却場管理費ですか、光熱費で570万ちょっとの結構大きな光熱費が出ています。単純に電気代の値上がりか、その辺をちょっと詳細にお聞かせをください。

もう一点は、重点雇用創出分としての扱いなんですけど、先ほどもバリアフリーの話が出ましたが、民生関係で介護、保育、その部分でその事業の県支出金の分が150万ぐらい減っているという、ざっと計算してみたんですが、そして、今、この新規の商工費の中で出てくる109万4,000円に関しては、一般財源のつけかえみたいな予算措置になっていますが、この辺の説明をお願いできますか。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） まず先に、焼却場管理事務におきまして、光熱水費で572万9,000円の補正をお願いしているんですが、電気料につきましては使用量はないですけれども、当初予算で1キロワット当たり16円で見込んでいたんですが、実際は今現在19.3円ということで、こちらのほうで514万8,000円の増の算定見直しをしたと。

あと、水道料のほうですが、当初2万8,000立米を見込んでいたんですが、今の積算でいきますともうちょっと増えるということで、すみません、当初予算の見込みが甘かったということでございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 重点分野雇用創出、緊急雇用の関係ですけれども、収入につきましては一括して私どもの産業振興課のほうでやっているということで、トータルで予算書の説明書でいきますと17ページ、重点分野雇用創出事業の商工費補助金がマイナス61万8,000円、震災等緊急雇用対応事業が8万4,000円ということでなっております。これは、事業が今現在、重点雇用事業、現状での減額と若干の増額が入り組んでおりまして、トータル

でこういう数字になっているものがございます。

では、ちょっと事業名を挙げさせていただきますと、重点分野雇用創出分でいきますと、指定看護予防支援事業が49万円のマイナス、放課後児童対策事業がマイナス53万円、公立保育所管理運営事業が47万1,000円のマイナス、緊急雇用創出事業として15万8,000円のマイナス、特別支援教育体制推進事業が14万6,000円のマイナス、小学校教育振興事業がマイナス3万7,000円、幼稚園管理事業が12万円のプラス、地域活性化対策事業支援業務が8万2,000円のプラス、新しく今回お願いしております市街地バリアフリー情報等調査業務委託が101万2,000円の追加ということで、合わせますとマイナス61万8,000円という、行って来いの形になります。重点震災等緊急雇用対応事業については、固定資産税土地評価業務が8万4,000円の雇用日数等の変更ということで減額ということで、一般財源の移動ということではなくて、全て国費、県費の中のそれぞれの課の差し引きの分でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 大体そういうものだと思いますけれども、結局、民生関係の雇用に関しては、ある程度仕事が終わって、これだけのものが浮いたという、そういう考え方でいいのかどうかということですね。今度の新規の事業に関しては、課長が説明されたようなことで使うんだと、バリアフリー、もう全く下田市はバリアフリーの「バ」の字も進んでいないような、最近になってユニバーサルデザイン、あんな話はもう何十年も前から始まっている話だから、今さらじゃないんだから、大変進んでやるべきことでもあるんだけど、また危惧することは、ただ単に雇用のための予算でつけて、雇用だけして、その成果品も要りませんような、そういう事業になりはしないかと心配していますもので、ちょっと確認をしておきたいなと思って質問をやっております。その辺は今、先ほど前段説明されたような状況で確実な成果が見られ、その実質的な事業展開がされる、それまでの調査の予算だと、そういう捉え方でいいですか。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） ご質問のことですけれども、各事業については雇用日数の変更だったり、賃金単価を若干変更したりとか、そういった人件費の部分の変更が多いと考えております。それから、通勤手当が若干、当初考えていた方ではなくて、ほかの方とかということの増額、そういったことの既存の事業についてはそういうことでございます。

今回お願いします市街地バリアフリーについては、ちょうど時期を得た、確かに言葉自体

はかなり前から出ておりますけれども、下田は残念ながらなかなかそういった状況になっていないということで、現状を調査するというので、それを単純にマップに落とすだけではなくて、そういったいろいろな情報を関係機関と共有して、有効に使っていきたいということと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） 福祉事務所のほうで1点だけお聞きします。

弱者対策では、この生活保護の扶助費、これは先ほどの説明ですと、ほとんどが医療費の増額分というような説明をしたんですが、毎年かなりの額で増えている傾向にあると思うんですが、全体の額に占めるこの医療費はどのくらいか、そういった中身がわかれば、ちょっとご説明願いたいんですが。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 生活保護の医療費の占める割合ということで、確かに今回補正をお願いして、医療費の関係でございますが、大体総額で今回補正をいたしますと、5億9,960万ぐらいになるわけですが、そのうち予測されているのが3億900万ぐらい、これが大体医療費の占める割合になるんであろうということで、予測して今回補正予算に計上させていただきます。

この割合、去年と比べて大体医療費の占める割合が1.5倍程度、医療費同士で対比しますと1.5倍程度、これで月々大体、申しわけございません、ちょっと今、数字がすぐに出ないんですけども、昨年と比べて大体入院をされる方が30人程度から今年50人程度、それで、なおかつ重篤な方が多くて、手術費また入院費等がかさむ人が大分出てきているということで、医療費の伸びが大分出ております。現在、生活保護の状態につきましては、322世帯380人ということで、今年度の当初は316、372人ということで、それほどポイント的にも増えてはいないんですが、医療費の部分だけが去年と比べて1.5倍程度になっているということです。これは、生活保護の世帯構成の中で高齢者が約60%ぐらい、また傷病世帯が20%を超えているということで、高齢者と傷病世帯の関係で医療費が大分かさんできているというふうに私も見ております。

ですから、保護世帯が極端に増えたのは去年あたりが大分増えておりますが、今年度につきましては微増です。ですから、医療費が重要なポイントを占めてきているなというところ

はあります。その辺でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） これは、下田だけじゃなくて、全国的にそうだと思うんですが、当然一般でも高齢化でお金がかかる。まして、そういう生活保護の方は高齢、ほとんどが70以上とか、身内がない方がほとんどなので、これは恐らく毎年毎年この医療費というのは一般と同じで増えていくと、その対処といたしますか、今後その予防も含めて、そういう人たちに啓発活動もしていかななくてはならないと思うんですが、その辺は具体的には何かやられているんですか。健康の、一般も含めてだと思いますが、特にそういった方に対する予防的な面というのは、そのケアというんですかね、それはどのような形でされているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） その医療関係についての保護者に対する指導ということですが、まず、医療にかかるかかからない、そのものに対しては、保護通信ということで医療の健診を受けるように、健康増進課のほうでやっている健診ですね、そういうものを受けるように指導とか、訪問しながら、重篤にならない前に医療に通院して、早く治すようにというような指導はさせていただいております。

これは、どの程度かわかりませんが、医療費に今度は影響をしているものについては、ジェネリックの医薬品を使うように指導とか、そのようにやっております。

また、国のほうも、医療機関への指導が入って、割と医療費に対する明確な請求とか、正しい診療ということで指導も行っていておると聞いておりますので、市のほうはその辺を中心にやっております。

また、先ほどちょっとお答えするのを忘れましたが、医療費については、大体月に1,700万からちょっと高いときで2,800万という請求が今来ている状態です。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） こういった下田は住みよいまちという、いろいろな面で海もそう、自然もそうだというような形で住みよいまちというのを目指しているのであれば、今、生活保護の人の数は横ばいということで、これを横ばいになるようにいわゆるフォローといたしますか、前もっていろいろな形で見守って事前にやっていただきたいと、そういうふうに、人材の面でも非常に不足な面はあると思うんですが、予防的な面でぜひやっていただきたいとい

うふうに思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第76号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第77号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第78号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第79号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第80号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第81号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

7日、8日は休会とし、9日から11日まで常任委員会の審査をお願いし、12日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時56分散会